

大阪府特別職報酬等審議会 議事概要（第13回）

日時 平成23年12月2日（金）10時～10時30分

場所 大阪府公館

出席者 池田会長、渡部会長代理、井垣委員、大久保委員、立野委員、中村委員

（大阪府：審議会事務局）岩田人事室長、谷副理事、太田企画厚生課長 ほか

傍聴者 なし

（議事概要）

○知事等の退職手当のあり方及びあるべき水準について（資料番号1）

（事務局から配布資料についての説明）

（意見交換要旨）

- ・全国的なレベルからみても非常に厳しい議論をしているところだが、そのうちエビデンスがきちんと存在するものについて、案を3つに絞り込んだので、議論いただければと思う。
- ・前回までの議論を考慮すると案3を支持する。当分の間50%カットし、財政の健全化をめざす観点からもこの案でどうか。
- ・100分の20が根拠を持って説明できるというのはどうか。そもそも給与生活者と政治家は根本的に違う。ある程度、財政が回復すれば100分の20ということでもいいと思うので、当分の間は100分の10という案3がよいと思う。
- ・前回、100分の10に賛成していたので、案3である。課題で8月の答申との整合性を挙げられているが、給料と退職金はそもそも性格が違うのではないか。毎月の給料は、生活給と異なると言いつつも一部は生活に充てられるものであり、その部分まで審議会が踏み込むのはどうかと思うが、退職手当は給料とは意味合いが違うので、8月の答申との整合性は問題にならないのではないか。
- ・前回、案3で賛成したが、月額報酬を議論する際には生活給ではないかという意見が大半を占めていたように思うが、今回についてはそれを除外してよいということであれば、案3が妥当ではないか。
- ・この中では案3かと思う。最高裁判事の支給率に本当に根拠があるのか、多少、疑問ではあるが、この考え方で説明できるのであれば、案3でいいかと思う。
- ・現行100分の60、水準100分の20、ただし当分の間100分の10という非常に劇的な水準の変化になるということの委員各位の意見を頂戴した。これについて事務局の方で何かありますか。
→8月の答申との整合性については、月例給と退職手当の性格の違いというところを、意見具申の中でもう少し詳しく触れることで説明していきたい。
- ・世界の先進国の地方自治体で首長等には報酬は少なからずあるものの、退職手当を出しているところは日本しかない。大阪から日本を変えるという意気込みが必要であり、そういう姿勢を示すためにも厳しい案とすべきでは。
- ・民間企業であれば、赤字企業の経営者は退職金が出ない。
- ・審議会として、委員各位の意見を踏まえ、案3に決めることとする。

○意見具申（案）（資料番号2）

（事務局から配布資料についての説明）

（意見交換要旨）

- 別紙についても本体の意見具申と一体という理解でよいか。
→その通り。
- 特に問題がないようであれば、字句修正等は会長一任ということによいか。
[異議なし]
- 会長一任とさせていただく。

○その他（事務局からの報告事項）

- 本日の審議結果をもとに、会長と相談のうえ、字句修正させていただき、年内には会長から知事に意見具申をお渡しいただくこととしたい。意見具申の内容が確定した時点で委員のみなさま方にお送りしたい。
- 今後の審議会の開催については、8月の答申の際に「今回の改定の経過を踏まえ、当分の間、少なくとも年1回は開催するよう」ご意見を頂戴しており、来年度のしかるべき時期に開催するよう、会長とも相談させていただく。
- 本審議会を含む、府の附属機関の委員報酬について、報酬単価はこれまで知事等給料の改定率に応じて見直しを行ってきたところであり、現在の単価は平成4年に改定したものの。先般の8月の答申において、知事等給料を10%引き下げ、来年4月から適用という意見をいただいているので、附属機関の委員報酬もこれと同様に10%引き下げる予定。また、平成26年3月まで3%を削減する特例減額を実施しており、新たな報酬単価に特例減額を引き続き反映することになるので、よろしくお願ひしたい。

（質疑、意見交換）

- 今回の意見具申を反映した条例案は議会にいつ提出するのか。
→平成24年2月議会に提出したい。
- 今回の退職金の議論は、大きな波紋を投げかけるものになるのでは。
- これまでの考え方からすると、かなり画期的な内容になったと思うし、新知事の下で大阪から日本を変えていくという一つの力になればと思う。